主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人高木郁哉の上告趣意は、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四――条を適用すべきものとは認められない。(記録―〇丁の第一審公判調書の記載によると、被告人及び弁護人は所論供述調書を証拠とすることに明かに同意している。そして論旨についての原審の判断は正当である)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で 主文のとおり決定する。

昭和二七年五月六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	本	村	善太	郎